

大野城市教育施策大綱

(令和6年度～令和10年度)

令和6年2月

福岡県大野城市

はじめに

このたび、平成31年度に策定した大野城市教育施策大綱の対象期間が満了し、令和6年度から5年間の新たな大綱が始動します。

教育施策大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方公共団体の長が、教育行政に地域住民の意向をより一層反映させるため、地域の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として策定するものです。

そのため、総合教育会議において議論を重ね、また市民の皆様の意見も反映し、策定に至りました。

昨今の社会情勢は、少子化により人口減少が加速し、また価値観やライフスタイルの多様化により人と人とのつながりが希薄となるなど、人々の生活や働く環境に大きな影響を与えています。

子どもたちを取り巻く環境に目を向けると、子どもや若者同士の交流の機会が減少し、家庭や学校以外でも安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりが求められています。また、年々増加する不登校児童生徒への対応や、多様な価値観を尊重していくために豊かな人権感覚を育む取組を進めるなど、様々な教育課題に対応していく必要があります。

そのため、本大綱では、新たに「基本理念」を掲げ、子どもから高齢者まですべての市民が自分らしく充実した人生を切り拓いていくことのできるひとづくりを目指して、教育委員会や、学校、家庭、地域の方々、関係諸団体と共有し、連携していくこととしています。

将来の予測が困難な時代においても、基本理念である「郷土を愛し 一人一人がかがやく ひとづくり」のもと、市民が地域でのつながりのなかで、幸せや生きがいを感じ、かがやくことのできる教育の実現に向けて、大野城市で一丸となって取り組んでまいります。



令和6年2月

大野城市長 井本宗司

目次

1	策定の趣旨	1
2	大綱の位置付けと構成	1
3	大綱の期間	1
4	体系図	2
5	基本理念	3
6	基軸	4
7	基本方針	5-11

1 策定の趣旨

平成26(2014)年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長には、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化(以下「教育等」という。)の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が求められています。

そのため、本市の教育等の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、これから取り組む教育等の基本的な考え方及び今後の方向性を示すものとして、大野城市教育施策大綱(以下「大綱」という。)を策定します。

2 大綱の位置付けと構成

大綱の策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」を参酌しながら、「第6次大野城市総合計画」の基本構想に掲げる都市将来像を教育等の視点から実現するため、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で、策定しています。

大綱は、「基本理念」、「基軸」、「基本方針」によって構成します。

「基本理念」は、本市の教育等の振興のあり方を端的に示すものです。「基軸」は基本理念を実現するための考え方を示し、基軸に基づき具体的な施策を計画・立案する際の指針を「基本方針」として示しています。

3 大綱の期間

大綱の期間は、「第6次大野城市総合計画」の後期基本計画との整合性を図るため、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 体系図

基本理念

郷土を愛し 一人一人が かがやく ひとづくり

基軸

- 郷土** 「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる市民を育みます
- 知** 自己実現に向かって、生涯にわたり学び続ける市民を育みます
- 徳** 他人を思いやり、社会に貢献しようとする心豊かな市民を育みます
- 体** 心身ともに、すこやかでたくましく生きる市民を育みます

基本方針

		郷土	知	徳	体
乳幼児期 (0~5歳)	1 安心して子育てができる環境を整える				●
	2 こどもたちのすこやかな成長を支援する		●	●	●
児童・ 少年期 (6~17歳)	3 こどもたちの生きる力を育む	●	●	●	●
	4 学校教育環境を充実させる	●	●	●	●
	5 児童生徒に寄り添った支援を行う		●	●	●
	6 こどもたちが健全に成長できる環境を整える	●		●	●
青年期 (18~39歳)	7 未来を担う若者を育成する	●		●	
	8 心豊かで活力ある生活を支援する	●	●	●	
壮年期 (40~64歳)	9 生活を充実させるための環境をつくる	●	●	●	
高齢期 (65歳~)	10 地域で活躍できる環境を整える	●	●		
全世代	11 人権を尊重し、男女共同参画を推進する			●	
	12 歴史と文化を大切に、「ふるさと意識」を醸成する	●	●	●	
	13 スポーツ・芸術文化を通して豊かな生活を支援する			●	●
	14 安全で安心な教育関連施設の管理運営を行う	●	●		●

5 基本理念

郷土を愛し

一人一人が かがやく

ひとづくり

本市では、昭和 47 年の市制施行以来、市民が「ふるさと大野城」に愛着を持ち、いつまでも住み続けたいとなるよう、人と人のつながりを大切にしたコミュニティによるまちづくりを一貫して進めてきました。今後もコミュニティによるまちづくりを推進していくためには、大野城市で生まれ育った人に限らず、転出・転入された人であっても、大野城市に愛着や誇りを持ってもらうことで、大野城市を「郷土」と思う教育等が重要であることから、「郷土を愛するひとづくり」を教育等の基本とします。

全国的に少子・高齢化や人口減少、ICTなどが進み、ものの見方や考え方、価値観が多様化しています。そのような流れのなかで、本市においても地域の中で育まれてきた共働の精神と住民同士のつながりを持ち、市民一人一人が主役となって大野城の未来を切り拓くことのできる「ひとづくり」を進めていく必要があります。

そのため、年齢や性別、障がいの有無、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、多様な市民一人一人がそれぞれの幸せや生きがいを感じ、かがやくことのできる教育等を目指すことを、基本理念とします。

6 基軸

郷土

「ふるさと大野城」の発展に主体的にかかわる
市民を育みます

知

自己実現に向かって、生涯にわたり学び続ける
市民を育みます

徳

他人を思いやり、社会に貢献しようとする
心豊かな市民を育みます

体

心身ともに、すこやかでたくましく生きる
市民を育みます

「教育基本法」では、教育の目標を、知・徳・体の調和のとれた発達を基本に、自主自律の精神や、日本の伝統・文化を尊重し郷土を愛する態度などを養うことを定めています。

本市の教育は、歴史や文化、郷土の自然を生かしながら、調和がとれ、活力に満ちた地域社会を築くとともに、未来を拓く確かな学力、他人を思いやる心などを備えた豊かな人間性、健やかな体を培うことを大切にしてきました。

そのため、本市の小中学校では現在も、知・徳・体のバランスのとれた力として「生きる力」を養うことを目指し、教育を推進しています。また、本市の特徴として、全世代にわたって心のふるさと館や公民館、コミュニティセンターなどを核とした「郷土」に愛着を持ってもらう教育を推進しています。

これらのことから、将来において、市民一人一人が郷土を愛し、かがやくために必要な視点を「郷土」・「知」・「徳」・「体」の4つに定め、基軸とします。

「郷土」：「ふるさと大野城」に愛着を持ち、その発展のために自らの意思で関わり、寄与しようとする意志を育みます。

「知」：誰もが自分らしく充実した人生を送るために、自己実現へ向かう過程（自分の能力、強み、可能性を発揮・実現することを通じて、自分らしい生き方をすること）を大切にし、生涯にわたって学び続ける意思を育みます。

「徳」：市民が互いに思いやり、心の融和を図るまどかな心を持ち、地域や社会を豊かに発展させていく姿勢を育みます。

「体」：将来の予測が困難な時代においても、生き抜くことができる健康な心身を育みます。

7 基本方針

基本方針は、基軸で示した4つの視点に基づき、本市の教育等の取組における現状と課題、今後の方向性を整理し、具体的な施策を計画・立案する際の指針として、ライフステージ別に体系化します。

基本方針1 [乳幼児期]

体

安心して子育てができる環境を整える

【現状と課題】

共働き世帯の増加や働き方の変化等により、子育ての環境は多様化しています。乳幼児を安心して預けることができる、安全で質の高い幼児教育・保育環境が求められており、そのための人材確保や育成を進めていく必要があります。

また、子育て世帯の経済的な不安に対して、医療費助成・児童手当・児童扶養手当などの経済的支援のニーズに適切に対応していく必要があります。

【今後の方向性】

幼児教育・保育環境や子育て支援制度を充実させ、安心して子育てができる環境を整備していきます。

基本方針2 [乳幼児期]

知

徳

体

こどもたちのすこやかな成長を支援する

【現状と課題】

現代の子育て世代の家庭では、こどもの心身の成長に関する悩みや子育てにおける孤独感を感じる場合があります。こどもの心身の成長のためには、親子の健康やこどもの発達・発育状況を把握し、早期の支援を行う必要があります。

また、育児での孤立を防ぐために、多くの親子が気軽に利用できる交流の場を整備することが求められています。

【今後の方向性】

親子同士の交流ができる場所や機会、健康支援の充実により、親子が心身ともに健やかに成長することができるよう支援していきます。

こどもたちの生きる力を育む

【現状と課題】

こどもたちの「学びに向かう力・人間性」、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」を育むことが求められています。

学力や体力を育み、正しい人権感覚と「ふるさと大野城」に愛着と誇りを持つ豊かな心を醸成する教育を推進するとともに、学校・保護者・地域・行政が連携しながら、社会全体でこどもたちを育てていく必要があります。

【今後の方向性】

学校、保護者、地域、行政が連携して、こどもたちの「生きる力」を育む教育を推進していきます。

学校教育環境を充実させる

【現状と課題】

学校保健や小中学校給食の充実、就学援助等の支援を行い、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を維持していく必要があります。

また、小中学校における ICT を活用した教育環境の充実や、郷土について自ら学び、考えることができる教育環境の整備が求められています。

【今後の方向性】

児童生徒が安心して学校生活を送り、また新たな時代に必要となる資質・能力や、ふるさとの発展に貢献しようとする心を育成することができるよう、学校教育環境の整備をさらに進めていきます。

児童生徒に寄り添った支援を行う

【現状と課題】

小中学校では、特別支援学級及び通常学級において、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、その支援体制を充実させていく必要があります。

いじめの態様が多様化しており、児童生徒の人権を守るために、市民全体で関わっていく意欲を高めることや、学校での早期発見・早期対応の取組を強化していくことが求められています。

不登校の児童生徒が増加しており、不登校の児童生徒とのつながりづくりや安心して過ごすことができる居場所づくり等、多様な支援体制を整備していくことが求められています。

【今後の方向性】

様々な事情を抱える児童生徒や家庭に寄り添い、誰もが適切な環境の元で、一人一人に合った教育を受けることができるよう支援体制を整備していきます。

こどもたちが健全に成長できる環境を整える

【現状と課題】

家族構成や働き方の多様化などにより子育て環境は変化しており、保護者が安心して子育てができる環境整備が求められています。

また、共働き世帯の増加や育児の孤立を防ぐ観点から、こどもが気軽に立ち寄り、地域の人や、こども同士で過ごせる「居場所づくり」が求められており、心身の健全育成のために交流や体験の機会を増やす必要があります。

【今後の方向性】

相談支援体制をさらに整え、こどもたちが安心して生活できる環境や、「居たい・行きたい・やってみたい」と思える居場所を整備し、健やかな成長を支援していきます。

未来を担う若者を育成する

【現状と課題】

学校や家庭以外で、青少年が自分の居場所だと感じ、地域や社会とつながることができる場所が求められています。

また、青少年の自立や規範意識の醸成、地域の担い手やリーダーとなる青少年の育成が求められており、交流・相談の場の充実や青少年のコミュニティ活動への参画を促進する必要があります。

【今後の方向性】

青少年の社会参画や社会的自立に向けた取組を進め、規範意識の高い青少年を育成していきます。

心豊かで活力ある生活を支援する

【現状と課題】

青年期は、仕事や家庭で忙しく、自己の充実のための生涯学習や多様な文化に触れる時間が取れない人が多いことから、地域で気軽に参加できる機会を創出することが求められています。

また、在住外国人が増加していることから、コミュニケーション能力の向上を図るための ICT の活用や地域における異文化交流などの推進が求められています。

【今後の方向性】

生涯学習や多様な文化に触れることができる環境を整備し、人と人、地域間の交流を推進することで、心豊かで活力ある生活ができるよう支援していきます。

生活を充実させるための環境をつくる

【現状と課題】

生活環境が変化する壮年期では、仕事以外にも楽しみや仲間をすることで今後の人生を豊かにすることから、自分に合った生涯学習や趣味を始める機会を創出することが求められています。

【今後の方向性】

地域で、生涯学習や芸術文化に触れることができる環境を整備し、充実した生活ができるよう支援していきます。

地域で活躍できる環境を整える

【現状と課題】

高齢者が自分らしく生きがいのある生活を送ることができるよう、気軽に集い、仲間と出会うことができる環境づくりと社会参加の創出が求められています。

また、学びの場や、スポーツ、芸術文化、貢献活動など高齢者が地域で活躍できる機会の一層の充実を図るとともに、魅力ある新たな機会を創出し、生きがいづくりの取組や、地域社会に参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

【今後の方向性】

高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境を整備し、自分らしく生きがいを持って暮らせるよう支援していきます。

人権を尊重し、男女共同参画を推進する

【現状と課題】

急速な情報化の進展に伴い、部落差別をはじめ、年齢、性別、障がい、性自認、性的指向、人種、国籍、民族などを理由とする様々な差別や人権侵害が多数発生しており、それらの解消のために、市民がそれぞれの人権課題に関する正しい知識と豊かな人権感覚を身に付けていくことが必要です。

社会の中で根強く残る固定的な性別役割分担意識が個人や社会のあり方に大きな影響を与えていることから、解消に向けた啓発が必要であるとともに、性に基づく暴力が増加しており、被害者の保護や予防的な事業を実施していくことが求められています。

【今後の方向性】

差別や人権侵害がなく、性別に関わらず誰もが個性と能力を発揮でき、市民一人一人が安心して幸福を実感しながら「自分らしく」生活できる社会を実現します。

歴史と文化を大切にし、「ふるさと意識」を醸成する

【現状と課題】

市民の、自分たちが住む地域への誇りや愛着、地域の一員であるという「ふるさと意識」を醸成するため、心のふるさと館での展示や各種講座、小中学校でのふるさと教育などの取組を進めてきました。

今後さらに、大野城市の歴史や文化、文化財などの地域資源を活用しながら「ふるさと大野城」の魅力を発信していく必要があります。

【今後の方向性】

大野城市の地域資源を有効活用することで、市民の「ふるさと大野城」への誇りと愛着を醸成していきます。

スポーツ・芸術文化を通して豊かな生活を支援する

【現状と課題】

スポーツや芸術文化などの様々な体験活動や読書活動は、自己肯定感や協調性などを育み、市民一人一人の人生がより充実したものになることから、これらの活動を充実していくことが求められています。

また、スポーツや芸術文化、読書活動への関わり方は多様化してきており、様々な形で触れ合う機会を提供することが求められています。

【今後の方向性】

すべての世代でスポーツや芸術文化などに触れることができ、心身ともに豊かな生活を送ることができるよう支援していきます。

安全で安心な教育関連施設の管理運営を行う

【現状と課題】

教育関連施設の毎年度の自主点検等により、劣化状況の把握や施設の維持管理に関する計画の調整を行うことで、利用者が使いやすく安全な施設の提供に努めています。

また、施設の老朽化に伴い、今後さらなる財政負担が生じることが予想されることから、利用者の安全や安心を確保したうえで、施設の長寿命化に努めることが求められています。

【今後の方向性】

将来にわたり安全でサービス水準を確保された教育を継続することができるよう、公共施設に対し、長期的かつ経営的な視点での計画や管理を行います。

大野城市教育施策大綱

令和6年2月

福岡県大野城市



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。